

学校法人明星学苑求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び対応に関する規程

2026年9月25日
制 定

（目的）

第1条 この規程は、学校法人明星学苑ハラスメントの防止等に関する規程（2019年）（以下「ハラスメント防止規程」という。）第2条第2項に掲げるセクシュアルハラスメントに含まれる、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに適切に対応するための措置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び対応に関し必要な事項は、その性質に反しない限り、ハラスメント防止規程及び学校法人明星学苑ハラスメント不服申立てに関する細則（2019年）（以下「不服申立て細則」という。）を準用する。ただし、ハラスメント防止規程第7条、第8条、第10条から第13条まで、第31条及び第32条並びに不服申立て細則第11条及び第12条は準用しない。

（定義）

第2条 この規程において、「求職者等」とは、求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるものをいう。

2 「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、学校法人明星学苑（以下「学苑」という。）の役員、学苑が雇用する教職員、学苑に勤務する派遣労働者その他学苑の業務に従事し、又は求職活動等に関与する者による性的な言動により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいう。

3 「学苑が雇用する教職員」とは、雇用区分にかかわらず学苑が雇用する教職員の全てをいう。

4 「求職活動等」とは、学苑が実施する採用面接、就職説明会、インターンシップ、教育実習等への参加など、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動をいう。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含む。

5 本条第2項に定める内容については、ハラスメント防止規程第3条第1項に規定するガイドラインにおいて示す。

（基本方針）

第3条 学苑は、求職者等による求職活動等を阻害するセクシュアルハラスメントが行われることのないよう、学苑の役員、学苑が雇用する教職員及び学苑に勤務する派遣労働者に対して、その防止を徹底するものとする。

2 学苑の役員又は学苑が雇用する教職員について、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの事実が認定された場合は、当該役員又は教職員の地位及び身分に応じ、各就業規則、学校法人明星学苑懲戒処分の手続と基準に関する規程その他関係諸規程に基づき、必要かつ相当な措置を講ずるものとする。

3 学苑に勤務する派遣労働者について、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの事実が認定された場合又はそのおそれがある場合は、派遣元事業主と連携し、派遣契約その他関係法令に基づき、必要かつ相当な措置を講ずるものとする。

（学苑の責務）

第4条 学苑は、前条の基本方針に基づき、求職者等に対するセクシュアルハラスメントについて、学苑の役員、学苑が雇用する教職員及び学苑に勤務する派遣労働者に対し周知を図り、必要な啓発活動を行うなど、事業主として雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

（学苑の役員及び学苑が雇用する教職員の責務）

第5条 学苑の役員及び学苑が雇用する教職員は、この規程に定めるところに従い、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する関心と理解を深め、その防止に努めるとともに、自らこれを行ってはならない。

2 学苑の役員及び学苑が雇用する教職員は、学苑が講ずる求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び対応に関する必要な措置に協力しなければならない。

（相談窓口の設置）

第6条 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談窓口を、コンプライアンス室に設置する。

- 2 求職者等は、コンプライアンス室に、ハラスメントの相談又は申立てを行うことができる。
- 3 採用活動又は教育実習等の受入を所管する部署は、募集要項、採用関係書類、採用説明会資料、採用ウェブサイト、実習関係資料その他適切な方法により、求職者等に対し、相談窓口を周知するものとする。

(相談及び申立てへの対応)

第7条 求職者等からセクシュアルハラスメントの相談又は申立てを受けた場合、コンプライアンス室は、必要に応じて人事ユニットと連携して、迅速かつ適切に措置を講ずる。

- 2 前項の対応に当たっては、相談者又は申立人の意向及びプライバシーに配慮しつつ、事実関係を確認し、求職者等の求職活動等に支障が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、行為者への指導その他必要な措置、再発防止措置を講ずるものとする。

(守秘義務及びプライバシーの保護)

第8条 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談、申立て、調査その他の対応に関与した者は、当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、職務上又は就労上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 学苑は、求職者等が相談若しくは申立てを行ったこと、又は求職者等、学苑の役員、学苑が雇用する教職員、学苑に勤務する派遣労働者その他関係者が事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該者に対し、採用選考上の不利益、内定又は内々定の取消し、実習等の受入れ、就労、就学、職務上の地位その他の関係において、不利益な取扱いを行ってはならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2026年10月1日から施行する。